

自立支援ホームヘルプサービス条例（平成12年清水町条例第27号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第2条 この条例による支援を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、日常生活を営むのに支障があり、<u>家族の支援を受けることができない者であって</u>、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）による要介護・要支援の審査判定の結果、非該当となった者</p> <p>(2) <u>介護保険法による介護予防・生活支援サービス事業の対象とならなかった者</u></p> <p>(3) 65歳未満で日常生活上の支援が必要な者</p> <p>(4) その他町長が特に必要と認めた者</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 この条例による支援を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、日常生活を営むのに支障があり、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）による要介護・要支援の審査判定の結果、非該当となった者で、<u>ひとり暮らし又は高齢者夫婦世帯（一方が65歳未満の場合を含む。）の者</u></p> <p>(2) 65歳未満で日常生活上の支援が必要な者</p> <p>(3) その他町長が特に必要と認めた者</p>

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。